

第2部 犯罪被害者等のための具体的施策と進捗状況

第1章 損害回復・経済的支援等への取組

1 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係）

- ・ 損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実

【施策番号3】

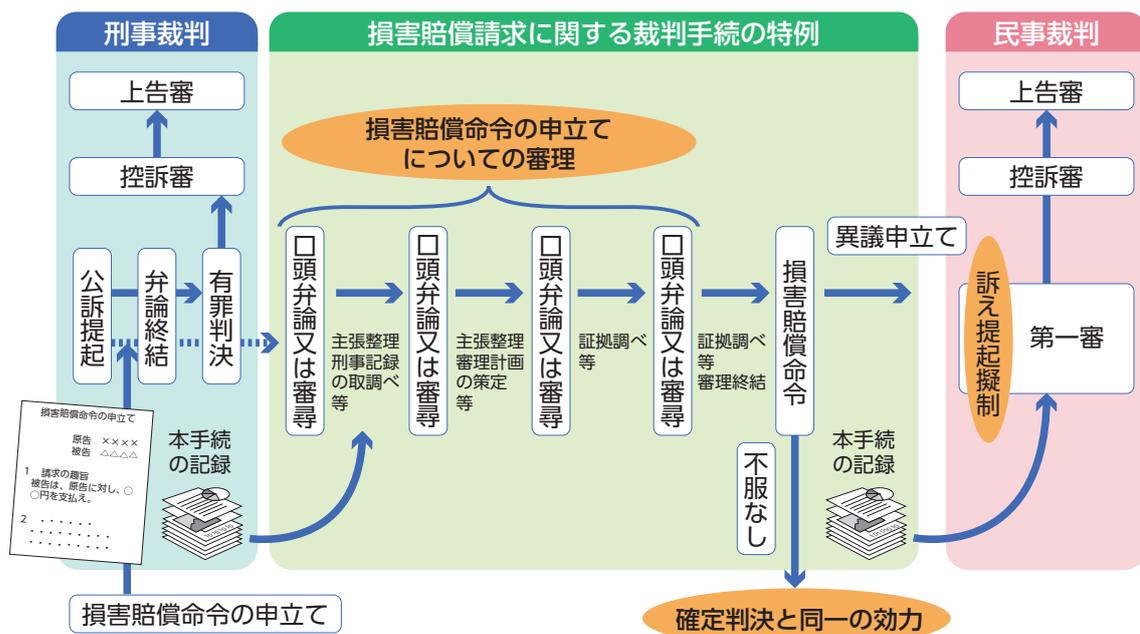
警察においては、刑事手続の概要、犯罪被害者等支援に係る関係機関・団体等の連絡先等を記載したパンフレット「被害者の手引」等により、損害賠償請求制度の概要等について紹介している。

法務省においては、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」や犯罪被害者等向けDVD「もしも…あなたが犯罪被害に遭遇したら」により、損害賠償命令制度について紹介している。

同制度については、平成20年12月の制度導入以降、令和2年末までに3,415件の申立てがあり、このうち3,284件が終局した。その内訳は、認容が1,496件、和解が769件、終了（民事訴訟手続への移行）が438件、取下げが372件、認諾が136件、却下が45件、棄却が8件等である。

また、検察庁においては、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律に基づき、没収・追徴された犯罪被害財産を被害者等に被害回復給付金として支給するための手続（被害回復給付金支給手続）を行っている。元年中は、19件の同手続の開始決定が行われ、開始決定時における給付資金総額は約2億7,781万円であった。

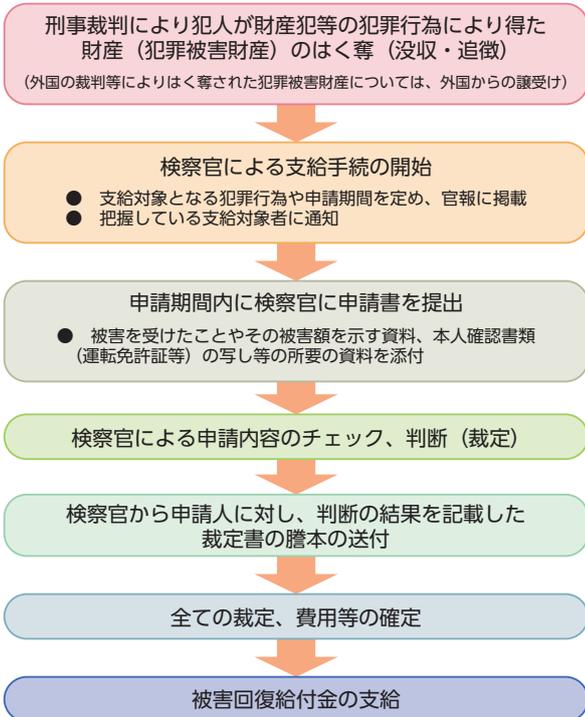
損害賠償命令制度の概要



提供：法務省

被害回復給付金支給制度の概要

基本的な支給手続の概要



* 検察官による手続の一部を、弁護士である被害回復事務管理人に任せることがあります。

提供：法務省

被害回復給付金支給手続の運用状況

年次	支給手続開始決定件数	開始決定時給付資金総額
平成27年	13件	約8,308万円
平成28年	8件	約9,750万円
平成29年	16件	約3億8,987万円
平成30年	15件	約5億5,179万円
令和元年	19件	約2億7,781万円

提供：法務省

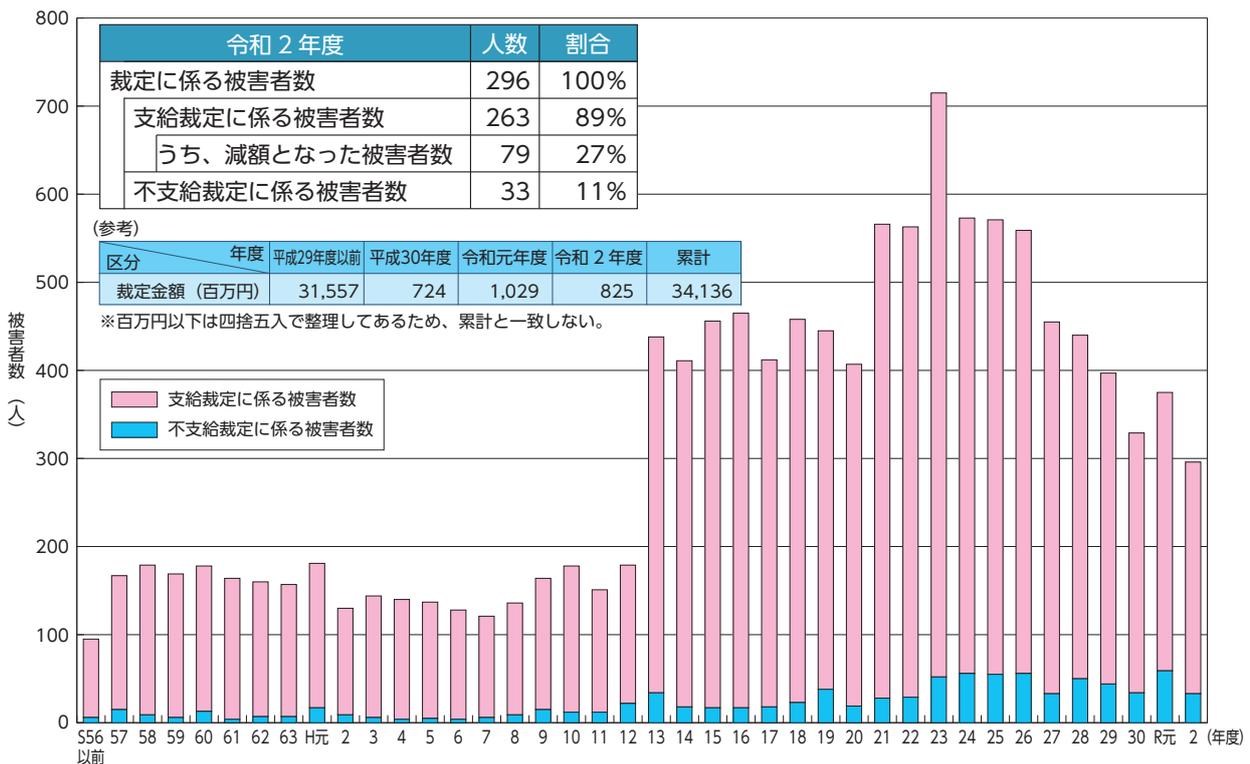
2 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）

- ・ 現行の犯給制度の運用改善

【施策番号13】

警察庁においては、犯給制度の事務担当者を対象とした会議を開催するなどして、仮給付金支給決定の積極的な検討や迅速な裁定等の運用改善について都道府県警察を指導している。また、パンフレット、ポスター、ウェブサイト等を活用して仮給付制度を含む犯給制度の周知徹底を図るとともに、同制度の対象となり得る犯罪被害者等に対し、同制度に関して有する権利や手続について十分に教示

犯給制度の運用状況



するよう指導している。

令和元年度における犯罪被害者等給付金の裁定金額は約10億2,900万円であり、2年度は約8億2,500万円であった。また、元年度における裁定期間（申請から裁定までに要した期間）の平均は約7.8か月、中央値は約5.3か月であり、2年度における裁定期間の平均は約7.0か月（前年度比0.8か月減少）、中央値は約4.7か月（前年度比0.6か月減少）であった。

警察庁においては、今後も、仮給付金支給決定の積極的な検討、迅速な裁定等の運用改善や犯給制度の周知徹底について、都道府県警察を指導していく。

・ 地方公共団体による見舞金制度等の導入促進

【施策番号17】

警察庁においては、地方公共団体に対し、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体の職員を対象とする研修において、犯罪被害者等に対する見舞金の支給制度や生活資金の貸付制度の導入を要請している。また、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」（犯罪被害者等施策に関する先進的・意欲的な取組事例をはじめとする有益な情報を関係府省庁、地方公共団体その他の関係機関等へ配信する電子メール）を通じ、これらの制度の導入状況等について情報提供を行っている。既に制度を導入している地方公共団体及び当該制度の概要については、本白書に掲載しているほか、「地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する基礎資料」として、警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」（<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/toukei/toukei.html>）にも掲載している。

令和3年4月現在、犯罪被害者等に対する見舞金の支給制度を導入しているのは8都県（前年比6都県増加）、9政令指定都市（前年比4政令指定都市増加）、377市区町村（前年比74市区町村増加）であり、生活資金の貸付制度を導入しているのは3県、10市区町（前年比1町減少）である。

3 居住の安定（基本法第16条関係）

・ 被害直後及び中期的な居住場所の確保

【施策番号30】

警察庁においては、地方公共団体に対し、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体の職員を対象とする研修を通じ、犯罪被害者等の居住場所の確保や被害直後からの生活支援に関する取組が適切に行われるよう要請するとともに、地方公共団体の取組事例について、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」等を通じて情報提供を行っている。

令和3年4月現在、65都道府県・政令指定都市、428市区町村において、犯罪被害者等が公営住宅等へ優先的に入居できるようにするなどの配慮が行われている。

公営住宅等への入居に際しての 配慮の状況（令和3年4月現在）

地方公共団体 (制度あり/全体数)	抽選に よらず 入居	入居 要件の 緩和	抽選 倍率の 優遇	その他
都道府県 (47/47)	12	6	34	20
政令指定都市 (18/20)	5	4	9	10
市区町村 (428/1,721)	98	89	90	242

※ 地方公共団体によっては複数の制度を運用しているところがある。
 ※ 市区町村には政令指定都市を含まない。
 ※ 区は東京都の特別区をいう。